

釧路市町内会役員市長表彰要綱

（目的）

第1条 この要綱は、釧路市町内会役員（以下「役員」という。）として、多年にわたり地域のまちづくりの推進などに寄与した者の功績をたたえ、表彰することを目的とする。

（表彰の基準）

第2条 市長は、役員として10年以上にわたり、自治思想の普及及び住民相互の親睦を図り、地域のまちづくりなど実践活動を行い、功績が顕著であったものを表彰する。

2 役員とは、次の各号に掲げる役職をいう。別名称を用いている場合は、相当職とする。

- ①会長
- ②副会長
- ③部長
- ④副部長
- ⑤班長

（年数の通算）

第3条 前条第1項に規定する年数には、次の各号に掲げる期間を通算する。

- (1)前条第2項各号の役職期間
- (2)他の町内会での役職期間

（表彰の方法）

第4条 表彰は、毎年1回表彰状を授与して行うものとする。

2 表彰状の様式は、別紙1のとおりとする。

（表彰者の推薦）

第5条 被表彰者を推薦する者は、毎年3月31日現在で、第2条第1項の表彰基準に該当すると認められる者を、別紙2の表彰候補者推薦書により市長に推薦するものとする。

（被表彰者の決定）

第6条 市長は、前条の推薦があった時は、これを審査のうえ被表彰者を決定し、被表彰者及び推薦者に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の釧路市町内会役員市長表彰要綱（平成17年9月19日）の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。